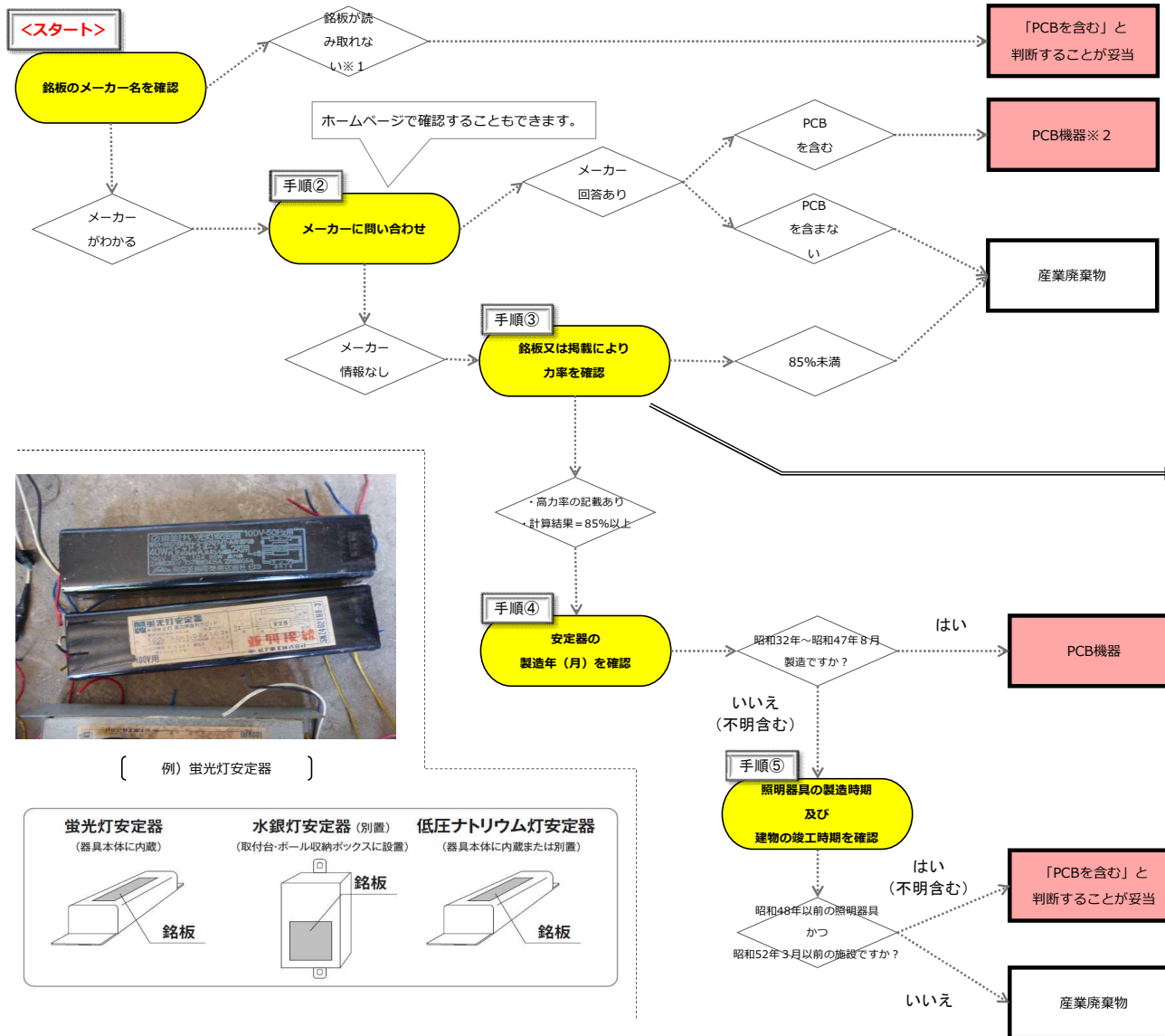


# PCB使用安定器（照明器具）の確認手順

旭川市環境指導課（令和3年12月作成）



※1～同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断できるものは、そのPCBの使用・不使用の判断結果に準じて判断していただいて構いません。  
ただし、形状が同一と判断できるものがない場合は、**高濃度のPCBが使用されている安定器とみなして取扱い、JESCOに処分委託してください。**  
※2～微量PCB汚染の可能性がある場合は、別途ご相談ください。

力率の計算例

$$(1) \text{《力率》} = \frac{E}{(A \times B)}$$

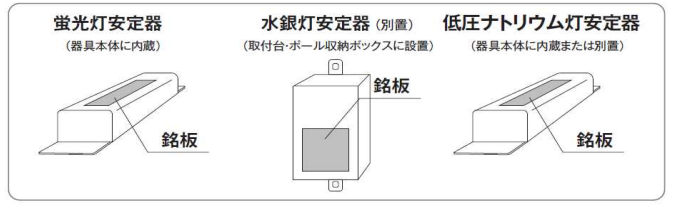
$$(2) \text{《力率》} = \frac{E' + F}{(A \times B)}$$

計算例の記号	表示事項名	表示例
A	「入力電圧」または、「電源電圧」	「100 V」、「200 V」
	周波数	「50 Hz」、「60 Hz」、「50/60 Hz」
B	「入力電流」または、「一次電流」	「0.9 A」、「0.435 A」 「420 mA」(⇒0.42 Aに変換が必要)
	「二次電圧」	「147 V」 「200 V」
D	「二次電流」	「0.42 A」
E	「消費電力」	「55 W」
F	「損失電力」	「8 W」～「15 W」
E'	「適合ランプ」	「FLR 40 W x 1」(→40 Wに変換が必要) 「FL 20 W x 2」(→20 x 2 = 40 Wに変換が必要)

※CとDの表示は力率の計算には使いません。



〔例〕蛍光灯安定器



**<「PCB機器」又は「PCBを含む」と判断することが妥当の場合>**  
 ■旭川市に届出及びJESCO（処分業者）に処理申請が必要です。  
 確認の結果、「PCB機器」又は「PCBを含む」と判断することが妥当に該当する場合は、旭川市に届出が必要となるほか、処分業者であるJESCO（ジェスコ）に処理の申し込みが必要となります。  
 まずは担当までご連絡ください。  
 <担当> 環境指導課廃棄物指導係  
 電話：0166-25-6369, FAX：0166-29-3977  
 E-mail：kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp